

告示

埼玉県選管告示第十五号

令和元年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は次のとおりである。

令和元年七月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

一 登録基準日 令和元年七月三日

（ただし、年齢については令和元年七月二十一日）

二 登録日 令和元年七月三日